

2006.05.22：防災・危機対策調査特別委員会

「津波河川遡上シミュレーション解析業務の結果について」

池田友信委員

すごく楽しみにしていました。どんなシミュレーションがつけられたのかということで、一つは、津波が河川を遡上するという、そういうことを今回のシミュレーションで改めて認知されたというか、認知されるということであれですけども、今まではないというふうな状況だったのが再検討されて、河川を遡上するというのがシミュレーションで初めて議会側にも報告をいただいたわけですが、名取川と七北田川を拝見しまして、非常に大被害にならないで済むような状況のシミュレーションですが、一つは、ここにも書いてありますように、在住者だけでなく、河川を利用される方、あるいはこの近辺を訪問される方、こういう方々のことも考えてこれから対策を打たないといけないのではないかなということが感じられます。

一つは海岸沿いの部分と、それから名取川・七北田川、ここの河川敷での例えば釣り人などを含めた、その方々には陸上の被害はないにしても河川敷の中での被害が起きないように、これは今後の対策でしょうが、どういうふうに通報するか、その辺は通報の仕方もありますが、起きた場合にどちらに避難するのかという誘導の仕方、この辺も大きいと思います。考えなければならないというふうに思います。

それから、私は私なりに津波の件をずっと質疑してまいりましたが、私は過去の津波の状況を体験された方々にいろいろ質問をして聞いてまいった中では、チリ地震津波のときは、梅田川の川底がすっかり干上がるという状況から津波が押し寄せてきたという、そういう話を聞きまして、当時わからない人は、川底が見えたために魚がごろごろいた、それをとりに行ったとか、そういう話を聞きまして、非常に危険な状況なんだなというようなことも、もう一度検証しなければならぬと思っていますが、今のシミュレーションを見ると、津波が来る前に引くというあれはないですね。過去の古い方から聞くと、川底が全部見える。みんな引くと。この引く状況も私は非常に危険があると思うんですね。したがってシミュレーションの仕方の中で、一般にはそういう形で襲来する部分で映像をつくられていますが、ぜひ引いていく状況もこれから考えていかないといけないんじゃないかなということを拝見して感じました。

いろいろ津波に対する河川遡上のことについての検証はこれから検討されると思いますが、この地域の中での古い方にぜひ調査もされ、そういう御意見も聞いて、そしてよりよいシミュレーションと。問題はシミュレーションをつくただけではなくて、それをどういうふうにして市民の方、あるいはそこを特

に利用されている方に伝達して避難をしていくかということの二の手、三の手の部分をぜひ検証していただきたいというようなことの感想を申し上げます、楽しみにしていた映像を拝見しての感想にかえたいと思います。

よろしく御検討お願いします。

危機管理監

今、委員の方からいろいろ御質問があったわけですが、このシミュレーションをつくった目的、先ほど課長の方から御説明申し上げたわけですが、これを活用しながら、いろいろな面から再度検討させていただいて、対策等の参考にしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

なお、今、いろいろ委員から指摘された中で、いわゆる海岸に来る方、川に来る方等の対策につきましても、このシミュレーションの解析にあわせて検討をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

池田友信委員

聞くのを忘れていたんですが、意見として。

一つ、先ほどの七北田川の方は、梅田川には入らないという映像ですね。それを確認したいというのが一つと。

それから、非常にここの中で、狭くなったところに高く津波というのは上がりますから、その辺少し確認をさせてください。七北田川よりもぐっと狭くなりますから、そこで津波というのは高くなるんですね。ですから七北田川と梅田川と比較したら、津波の上昇率というのはむしろ狭い梅田川の方が高くなると思います。

それから、真っすぐ上がってくる津波が七北田川と梅田川と分かりますから、その合流地点が一番どんとぶつかる、非常に津波の圧力がかかる地域なので、この辺は河川敷の管理者であります県の方でこのシミュレーションを受けて考えなければならないと思うんですけれども、非常に護岸が崩れて弱っているような状況がありますので、ぜひその辺の対策をこれから県の方にも主張していただきたいと。そういうことを含めて、82番目に警報装置をつけたと思いますので、その2点、気がつきましたのでよろしくお願いします。

警防課長

お手元にお配りいたしました仙台市消防受援計画に基づきます野営可能場所一覧につきまして御説明を申し上げます。

仙台市域におきまして、地震等による大規模な災害が発生し、本市の消防力のみでは対応が困難であると判断した場合などには、消防組織法に基づきました県内の消防や県外からの緊急消防援助隊の応援を受けることとなります。このときに、緊急消防援助隊の活動拠点となります野営可能場所を、給水施設、それからトイレ等の設置状況を考慮いたしましてあらかじめ選定しております。現在は、お手元の資料にあります31カ所を選定しているところでございます。

詳細につきましては、後ほど御高覧いただきたいと存じます。

池田友信委員

資料要求しましたので質問をしますが、この資料要求は、実は私ども当特別委員会として京都を視察して、他県から応援に来たときの集積場所、それから野営場所、そして対策会議を含めた防災センターを設置して、非常にそういう意味では仙台市にも必要だなということを痛感したために、こういう現状は仙台市としてはどうなっているのかということでお聞きしたく資料を出していただきました。

31カ所に分散してこられるということでございますが、ここで、31カ所のうちに対策会議等をやれる場所はどこどこ、何カ所くらいあるんですか。

警防課長

この野営可能場所におきまして、応援部隊の活動調整等につきまして、会議室などが使える場所という御質問かと思えますけれども、この施設につきましては、資料の中の中段にあります。宮城野消防署管内の宮城県消防学校と泉消防署管内の仙台市泉消防署の2カ所であると考えております。

池田友信委員

本当に災害のための対策というよりは、消防署所管の施設というふうに私は感じるわけですが、京都の防災センターの状況を見ますと、結局、遠来の応援部隊が一堂に会して今の災害状況を説明し、それから対策に対する指示をし、あるいは会議をしてそこからそれぞれの災害地に分散していくという意志統一をする場というのが1カ所に対応できると、こういうのが非常に望ましいわけですが、仙台市の場合は野営が主で、会議等の部分は非常に疎い状況の形になっているのではないかなと思います。

これは2カ所あるようでありましてけれども、全体に集まって、それで指示をしたりあるいは対策をしたりという場合については、どんな形になるんですか。その辺の形、例えば仙台で大きな火災になって、聞きますと東北の中での状況、2市町村以上に被害が起きた場合は県で対応し、仙台市エリアだけで災害が起

きた場合は仙台市が主としてやらなければならないと、こういう形を聞いておりますが、2市町村の場合は、これは県だから対象外にしますけれども、仙台市に起きた場合の対応で県外から来られた、こういう場合に、どこが一つ指揮隊になって、どういうふうになるんですか。そしてその場所はどこでやるんですか。

警防課長

被災地が本市のみの場合におきましては、緊急消防援助隊の調整本部が消防局内に設置されることとなります。この場合におきましては、本市の消防局が東北ブロックでは指揮支援部隊長になっておりますが、仙台市ができない場合には、札幌市消防局が本市消防局にかわって指揮支援部隊長といたしまして緊急援助隊の管理を行うこととなっております。

池田友信委員

仙台市が指揮する場合は、青葉区にある消防局のところで指揮をするような形になるんですか。

それと、そうでない、仙台市がもうお手上げ状況になっているという場合は、札幌市が指揮をするということになるんでしょうけれども、そのときは、札幌市の指揮権の方はどこ、消防局の方でやるんですか。そこをお聞きします。

警防課長

本市におきましては、消防局の庁舎の中に緊急消防援助隊の調整本部を設けることとなります。札幌市消防局も同じ、本市の消防局の中で調整本部として活動することとなります。

池田友信委員

ということは、野営状況はこういうふうにあるけれども、全体調整会議は一たん消防局に来て打ち合わせをして、それからまた現地の野営部隊の方に行って指揮をそれぞれすると、こういう往復するわけですね。そういうことですね。

警防課長

指揮支援部隊長につきましては消防局に常駐する形で、消防局から各県の隊長に対して指示をする形となります。したがって、指揮支援部隊長だけが消防局に入るということでございます。

池田友信委員

やっぱり聞きますと、消防局にみんな集まってそこでやる。この辺の野営の場合は本当に全く野営で、野営している人たちに指示するのは、青葉からそれぞれの派遣部隊がいるところに行って指揮をすると、こういう形になるわけですね。非常にそういう意味では効率的には、京都の状況を見ると、特に45号線とか込んでいるところをまた行って指揮して、地図を持って行って調べて、対策を打ち合わせすると、こういう形になるわけですね。

警防課長

指示・命令につきましては、無線、その他携帯電話等を使う形になります。したがって、指揮権に関しての移動はないと思っております。

池田友信委員

でもそれは現場がどこで、どういうふうになっているかというのは無線で全部わかるような状況でないから、現地に行って地図をばっと広げて、ここがこうなっているんだ、こうなんだという形にしなければならないでしょう。特に地理的にわかっている外部の人じゃないですからね。それはいいでしょう。その辺は非常に効率が悪いという部分が、京都の防災センターを見て、あそこに県外から来た集積をして、そこで同じ会議の中で、画像とか映像を見ながら指揮をする、できるという、そういうふうなものから比較をしますと、仙台市は政令指定都市の中で防災センターがない唯一の市ですけれども、非常にそういう意味では効率が悪いなというふうに考えておりますが、特別委員会でも我々は早急にすべきだというふうに言っていましたけれども、3月の特別委員会の中では前向きに答弁していますね。市長の答弁はどうなっていますか。

危機管理監

平成18年第1回定例会の予算等審査特別委員会の中で市長が御答弁申し上げておりますけれども、早期に方向性を出していくというようなことで答弁を申し上げているところでございます。

消防局の方ではこれを受けまして、現在、新たにハード・ソフト両面からの検証を行っているというような状況でございますので、もう少し時間をおかりいたしたいなというふうに思っています。よろしくどうぞお願いしたいと思います。

池田友信委員

ここではその辺、詰めて質問しないようにしますが、後ほど見解として述べたいと思っておりますが、野営の状況を見て、つくづく防災センターの必要性を感じま

したので、後ほど私の意見をその他の中でやらせていただきたいと思います。

委員長

なければ、次に、これまでの委員会における協議事項等を踏まえた委員相互の意見交換を行いたいと思います。

皆様の机上には、事前に送付しておりましたが、これまでの本委員会における協議及び意見交換等を踏まえた委員会報告書の正副委員長（案）及び本委員会の活動経過を本日もお配りしております。委員会報告書（案）や本日も冒頭で御報告いただきましたが、本委員会のテーマに関しまして1年間のまとめということでさらに御意見等がございましたらお願いいたしたいと思います。

池田友信委員

最後にさっき後ほどと言った分を言いますが、今回の特別委員会で特に視察をした中であえてもう一度申し上げさせていただくのは、きょうの他都市からの野営の可能場所集積、野営場所の状況を見ても、災害対策としての受け入れ体制のためのセンター、それから市民の防災意識の高揚を図るためのセンター、そして、なおかつここの中の災害の指揮命令系統を展開するためのセンターとしての防災センターを、先ほど言ったように市長が3月の特別委員会の中で、早急に方向性を出したいと、こういう見解を出しておりますので、ぜひ早急に私たち特別委員会としてもその辺を推し進めてほしいということをあえて提言していきたいというふうに思います。

現状をちょっと厳しく言いますと、消防の方は当面起きる宮城県沖地震の対策のための業務というか、それに非常に追われていることはわかります。要するに当面起きるであろう災害対策のためのものであって、防災センターというのはすぐに建設できません。これは財政も考えなければならない、用地も確保しなければならない、計画をつくって、今やっても10年くらいかかるんじゃないかと思うんですね。そうすると、どうなのかと。現在の消防の職員の皆さんが、当面だけで終えていいのかということを私はこの時期に言いたいんです。今こういう時期で、市民の防災意識の高揚、それから外部から来る方のための集積場所、それから地震等含めた指揮官のそういうセンター、こういうものが必要なんだということを今こそ市民に言って、費用がかかるであろう防災センターの財源の問題も含めて一つの方向性、合意性を今とっておかないと、私は建設はできないと思います。

ですから市長がそういうふうな方向性を打ち出したならば、やっぱり消防の当局としては、今建設のための計画をぜひ、ひとつ俎上にのせてスタートする体制をつくっておかないと、すぐにはできない。ましてや地震が終わってから

防災センターの建設をやったって、後処理でもう大変です。そうすると相当な期間、仙台市が防災センターをつくるということは、まず俎上にもものらないでしょう。したがって、ぜひ計画をつくって、方向性を立てて、合意をとりつけるという建設をするためのプロセスが大事でありまして、今それを打ち出していないと私は本当に市民のための災害対策、そういうことのできる施設というのはいけません。

ですからそういうことも、ぜひ、できれば特別委員会の中でそういう意見があったということを一いつ記録に残していただいて、当局の方としても受けとめていただきたいということをその他の中で申し上げて私の意見を終わります。